

岡崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者の推薦、委員の募集、選定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第17条第1項の規定による農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱をするため、法第19条第1項の規定による推薦、同項の規定による募集、候補者の選定等に関し、法及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 法第19条第1項の規定による推薦を受け、又は同項の規定による募集に応募する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者であること。

(推薦の求め及び公募の周知)

第3条 法第19条第1項の規定による推薦の求め及び同項の規定による募集は、次に掲げる方法により周知を行わなければならない。

- (1) 掲示場（岡崎市公告式条例（昭和25年条例第26号）第2条第2項に規定する掲示場をいう。）への掲示
 - (2) 市のホームページへの掲載
- 2 前項の規定によるもののほか、市政だより「おかざき」への掲載その他の方法により、周知を図るよう努めなければならない。

(推薦方法)

第4条 法第19条第1項の規定による推薦は、農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式第1）及び当該候補者の住民票を農業委員会に提出しなければならない。

(応募方法)

第5条 法第19条第1項の規定による募集に応募する者は、農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第2）及び住民票を農業委員会に提出しなければならない。

(推薦及び応募状況の公表)

第6条 省令第12条の規定による推薦及び応募に関する状況の公表は、第3条第1項に掲げる方法により行うものとする。

(候補者の選定)

第7条 農業委員会は、推進委員候補者の選考に当たっては、農業委員会総会での合議により候補者を評価した上で選定するものとする。

2 農業委員会は、前項の選定の前に、選考のための委員会に意見を聴くことができるものとする。

3 前項の委員会については、別に定める。

(推進委員に欠員が生じた場合の補充)

第8条 農業委員会は、解嘱、失職、辞任その他の理由により、推進委員に欠員が生じ、その数が岡崎市農業委員会の委員及び、農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に定める推進委員の定数の3分の1（以下「欠員限度数」という。）を超えた場合又は欠員限度数を超えない場合であっても農業委員会の運営に著しく影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかにこの要綱の定めるところにより、推進委員を補充しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員候補者の推薦、募集、選定等に関し必要な事項は、農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。